

各 位

会 社 名 株式会社ピースリビング  
(コード番号 1437 TOKYO PRO Market)  
代 表 者 名 代表取締役 堀金 建吾  
問 合 せ 先 取締役 統括管理部長 後藤 佳代  
T E L 088-665-5847  
U R L <http://www.peaceliving.net/>

### 株式の上場廃止及び株式の取扱いに関するお知らせとご挨拶

当社は、TOKYO PRO Market の上場廃止申請を、自ら申請し受理されました。これに伴い本日付けで当社普通株式は上場廃止となりました。

平成 28 年 7 月 7 日の上場以来、株主の皆様をはじめ関係各位の皆様には、当社の事業へのご理解とご支援を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

今後より一層の事業拡大や発展を図り、地域に根差した試みを実施してまいります。

皆様の変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の当社株式の取り扱いにつきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

### 記

平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化により当社は株券廃止会社となっておりますが、上場廃止後も引き続き株券廃止会社となります。

また、上場廃止後の株主名簿の管理及び各種手続きにつきましては、平成 30 年 12 月 1 日から当社で取り扱うことを予定しております。なお、上場廃止後の各種手続きにつきましては、上場廃止日時点の株主名簿確定作業が完了した後より対応を開始させていただきます。

#### 1. 各種手続き

当社株式の取扱いにつきましては、平成 30 年 10 月 31 日(上場廃止の 3 営業日後)をもって株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱いが廃止となり、各証券会社等での諸届等も受付されなくなります。

このため上場廃止日以降は、各種請求書・届出書等への実印の押印及び印鑑証明書の添付により、株主様のご本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

## 2．株式残高証明書の発行について

株式を譲渡する場合等、株主様ご自身が所有されている株式数をご確認されたい場合には、「株式残高証明書」の交付を請求することができます。

この証明書の交付を希望される場合は、当社統括管理部宛てにご請求願います。

なお証明書の発行には、お申し出いただいてから3週間程度を要しますので予めご了承ください。

## 3．名義書換等の各種手続き

株式の譲渡に際しては、売主と買い主が行動で名義書換請求することになります。所定の株式名義書換請求書に、連名（売主と買主）で必要事項を記載、実印を押印のうえ印鑑証明書（交付日から6カ月以内の原本）を添付していただき当社統括管理部宛てにご請求願います。

以上